

共同研究「標準化活動におけるホールドアップ問題への対応と競争法」(概要)

平成24年10月

C P R C 事務局

1 本共同研究の問題意識と報告書の構成(報告書 第1)

(1) 本共同研究の問題意識

標準化活動において、標準規格が策定された後になって、当該規格に採用された技術(規格技術)に特許権を有する標準化活動に参加する事業者(以下「参加事業者」という。)が、他の参加事業者に対して特許権を行使する(法外なライセンス料を要求すること等。)こと(このような行為はホールドアップと呼ばれている。)への懸念が高まっている。(1頁, 2頁)



多くの標準化団体では、パテントポリシー^注において、ホールドアップの発生を未然に防止するため、標準化活動への参加事業者に対し、標準規格に必須の特許を有する場合には、それを他の参加事業者に対し「合理的かつ非差別的な条件」でライセンスする旨を宣言する(RANDコミットメント)ように義務付けている。

しかし、近年、このような方法ではホールドアップの発生を十分に防止できないとの指摘を受け、標準化団体の中には、標準規格の必須特許のライセンス料等のライセンス条件について、標準規格の決定に先立って、①事前に開示を行わせ、②参加事業者間の事前協議を経て決める団体が現れている。事前に開示を行わせるとは、具体的には、標準化団体が、標準規格策定過程(特に標準規格が策定される前の段階)において、当該標準化活動への参加事業者に対して、策定される標準規格に取り込まれる可能性がある技術が特許権の対象となっている場合に、当該特許の存在を開示させ、併せて標準規格策定後に標準規格の利用者に当該特許をライセンスする際の条件(ライセンス料の上限を含む。)をも開示させることである。(2頁, 3頁)

注 標準化団体が、標準規格に取り込まれた技術が特許権の対象となっていた場合の当該特許権の取扱いを定めたルールをいう。



本共同研究は、ホールドアップの発生を未然に防止するための標準化団体の新たな取組に対する、米国及びEUにおける競争法の観点からの評価等を調査・考察し、競争法上の議論の現状把握を目的とするものである。

(2) 報告書の構成

- 第1 問題の所在及び本研究の目的
- 第2 標準化活動と知的財産権
- 第3 標準化団体の新たな動きに対する米国及びEUの競争当局の見解
- 第4 米国及びEUの競争当局の見解に対する批判
- 第5 ホールドアップの未然防止に向けた標準化団体の取組をめぐる議論の流れ

(3) メンバー

西村 暢史	(元 CPRC 客員研究員・中央大学法学部准教授)
西川 康一	(元 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部相談指導室長)
猪又 健夫	(同 経済取引局取引部相談指導室長補佐)
西村 元宏	(同 経済取引局経済調査室長補佐)
森 貴	(同 経済取引局総務課係長)
後藤 大樹	(同 経済取引局取引部企業取引課係長)
古田 智裕	(同 審査局第三審査)

2 標準化活動と知的財産権（報告書 第2）

(1) 標準化活動における知的財産権問題の顕在化（7頁，8頁）

近年，研究開発専門事業者^注が標準化活動に積極的に参加するようになっている。これらの事業者は，自らは標準規格を利用しないため特許権の行使を躊躇するインセンティブが働きにくい。このためホールドアップが生じやすく，標準化活動の円滑な進行が妨げられる事態が発生することが懸念されている。

注 情報通信産業における米国のランバス社のように製品の製造等を行わずに研究開発を専門に行う事業者をいう。「NPE」，「PAE」等と呼ばれることもある。

(2) ホールドアップと競争法－米国及びEUのスタンス－（10頁，11頁）

標準化活動におけるホールドアップは，その影響が標準規格に関連する製品やサービスの市場全般に波及し，高額なライセンス料は川下の製品価格の上昇につながる。このため米国及びEUでは，標準化活動におけるホールドアップに競争法を適用して，問題を解決しようとする動きがみられる。

〔米国〕

DOJ 及び FTC が、以下のような行為はシャーマン法第2条又は FTC 法第5条に違反するおそれがあるとしている。

- ① 当該標準規格を放棄したり別の標準規格を策定し直すことが経済的に合理的でなく、
- ② 標準化団体の参加事業者が、特許権者の下記③の要求を標準規格策定前に知っていれば当該特許を含む技術とは別の技術を標準規格に取り込むことができたという状況下において、
- ③ 標準規格策定後、当該標準規格に取り込まれた技術に含まれる必須特許を有する特許権者が、当該必須特許の存在を主張する又は合理的には予測し得ないライセンス条件を課す行為。

〔EU〕

欧州委員会が、以下のような行為は EU 条約第102条に違反するおそれがあるとしている。

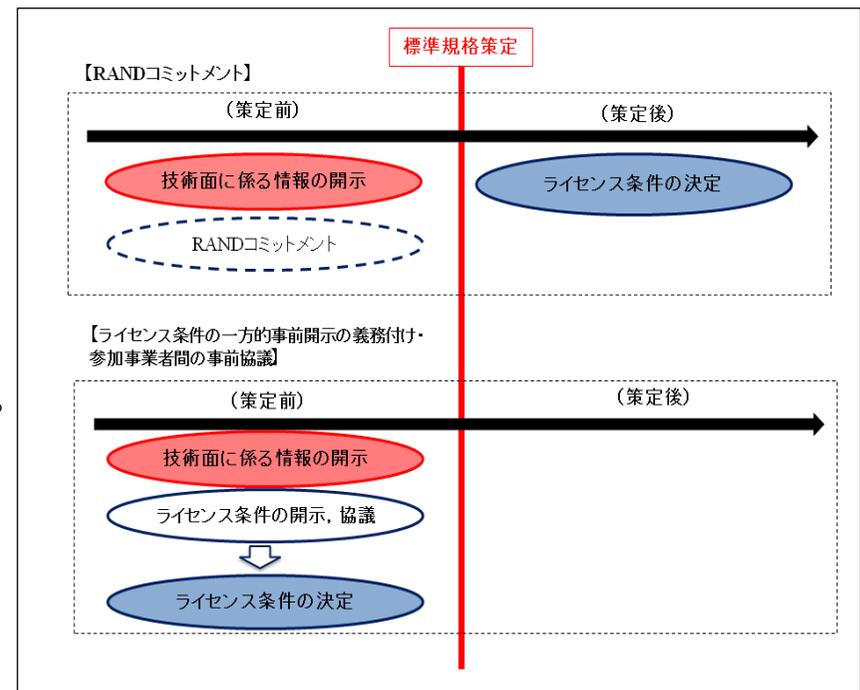
- ① 標準規格の利用に必須の知的財産権を通じて、当該標準規格の利用を支配し得る事業者が当該標準規格に係る製品又はサービスの市場も支配できる場合に、
- ② 当該知的財産権のライセンスを拒み又は過大なライセンス料を課すことで、標準規格の有効な利用を妨げる行為。

(3) パテントポリシーの機能不全（17頁，18頁）

標準化団体は、ホールドアップを防止するためパテントポリシーで RAND コミットメントを義務付けている。しかし、どのようなライセンス条件であれば「合理的」「非差別的」か RAND の解釈をめぐって議論が行われ、RAND コミットメントがホールドアップの防止に寄与しない大きな要因となっている。

(4) ホールドアップの未然防止のためのパテントポリシーの機能強化の動き（12頁，19頁）

標準化団体は、従来、ホールドアップの発生を未然に防止するため、パテントポリシーで参加事業者に対して RAND コミットメントを義務付けてきた。一方、競争法に抵触する懸念から、規格技術に係る特許を利用するためのライセンス料等のライセ



ンス条件について、参加事業者が標準化活動の場で具体的な条件に言及することを禁止してきた。

しかし RAND コミットメントを義務付ける従来のパテントポリシーではホールドアップの発生を十分に防止し得ないとの指摘を受け、一部の標準化団体では RAND コミットメントに代わる新たなホールドアップの防止策について検討が行われ、導入されている。

具体的には、標準化団体のパテントポリシーにおいて、① 参加事業者に対し、規格技術に係る特許を有する場合の一方的にライセンス料等のライセンス条件の事前開示を義務付ける、② ライセンス料等のライセンス条件に関し参加事業者間で事前協議を経た上で決める方法を盛り込むことである（これらの方法と RAND コミットメントの違いについては前ページの図を参照）。

3 標準化団体の新たな動きに対する米国及びEUの競争当局の見解（報告書 第3）

(1) 米国の見解

- FTC 委員長による非公式コメント（2005年9月）（22頁）
 - ① 標準規格を構成する技術に特許を有する特許権者が、当該標準規格の策定前に一方的にライセンス料を開示することはシャーマン法第1条及び第2条に抵触するものではない。
 - ② また、標準化活動の場で参加事業者が特許のライセンス料について協議することは、それがホールドアップを防止するために必要な場合には、当然違法の原則ではなく合理の原則に基づき違法となるか否か評価を行う。
- VITA（標準化団体）に対する DOJ のビジネスレビューレター（2006年10月）（23頁，24頁）
 - ① 一方的なライセンス料等のライセンス条件の事前開示の義務付けについて、「『合理の原則』に基づいて競争法上の評価を行う」とした上で、当該義務を課す VITA の新たな団体規定は、「特許権について不合理なライセンス条件が設定されること及び標準規格の策定の遅れをもたらす特許紛争を回避することができ、また、特許権者間の競争を促進する効果がある」として、「川下の製品市場において製品価格を拘束するための隠れ蓑として用いられない限り、反トラスト法に違反するものではない」。
 - ② また、ライセンス料等のライセンス条件に係る参加事業者間の事前協議については、「標準規格の策定段階において、標準化団体の参加事業者間で特許のライセンス料を含めたライセンス条件に関して情報を交換することは、ホールドアップの防止による競争促進効果が認められる場合があることから、…『合理の原則』に基づいて判断を

行う」。

● DOJ と FTC の共同レポート（2007年4月）（24頁， 25頁）

- ① 一方的なライセンス料等のライセンス条件の事前開示の義務付けについては、「ホールドアップの防止による競争促進効果が認められることから，競争当局は『合理の原則』に基づいて競争法に違反するか否かの評価を行う」。
- ② また，ライセンス料等のライセンス条件に係る参加事業者間の事前協議については、「競争当局は，標準規格に必要な技術を『購入』する際の価格について情報交換をするのではなく，標準規格を利用した商品の『販売』に関して価格を維持するような行為については，当然違法として扱う」が，「標準規格の策定前に当該特許のライセンス条件について協議することについては，ホールドアップの防止による競争促進効果が認められるため，競争当局は『合理の原則』に基づいて競争法に違反するか否かの評価を行う」。

(2) EU の見解

● 水平的協力協定ガイドライン（2011年11月）（26頁ないし29頁）

- ① 標準化団体が，標準規格に取り込まれる可能性がある技術に特許権を有する参加者に対して，一方的なライセンス料等のライセンス条件（最も制限的なライセンス条件（主にライセンス料の最高額））の事前開示を義務付けることは，これにより，機能効用の観点からだけでなく価格の観点からも競合技術の比較検討が可能となり，競合技術間の競争を促進することから，原則として EU 条約第101条第1項に違反しない。
- ② ライセンス料等のライセンス条件に係る参加事業者間の事前協議については，欧州委員会の公式な見解を明らかにしていない。しかし，欧州委員会の担当官の発言等から，EU 条約第101条第1項に直ちに違反するとのスタンスは採っていないことがうかがえる。

4 米国及び EU の競争当局の見解に対する批判（報告書 第4）

一方的なライセンス料等のライセンス条件の事前開示の義務付けや、ライセンス料等のライセンス条件に係る参加事業者間の事前協議に対する米国及び EU の競争当局の肯定的な評価に対しては、次のような批判的な見方がある。

(1) 批判1：競争法への抵触（31頁ないし38頁）

一方的なライセンス料等のライセンス条件の事前開示の義務付けは、価格等の情報の一方的開示を相互に義務付けることによる共謀の促進、また、ライセンス料等のライセンス条件に係る参加事業者間の事前協議は、買手間の共謀の観点から問題となり得る。

(2) 批判2：リバースホールドアップ問題（39頁ないし41頁）

標準化活動に研究開発専門事業者が参加するケースが増えている。これらの研究開発専門事業者は、自社の特許技術が標準規格に取り込まれ、当該特許をライセンスすることで得られるライセンス料を主な収入としている。このため、一方的なライセンス料等のライセンス条件の事前開示の義務付けや、ライセンス料等のライセンス条件に係る参加事業者間の事前協議によって、自己の投資費用すら回収できないほどの不当に低いライセンス料でのライセンスを余儀なくされるおそれがあり（リバースホールドアップ）、これにより研究開発専門事業者の研究開発投資の抑制等の競争上の弊害が生じる可能性がある。

現在のところ、米国及び EU の競争当局からリバースホールドアップ問題に関して公式な見解は示されていない。